

# 知教労 と 知多教育事務所 との話し合い まとめ

【日時・会場】 2018年10月23日(火) 17:00～知多教育事務所

【出席者】 知多教育事務所:瀧塚崇 管理主事

知教労:佐田京美 執行委員長 岩澤弘之 副執行委員長 池田博 執行委員

労)……………知教労

事)……………知多教育事務所

労) 人事異動は知多地方の教育の充実をはかり、父母、市民に信頼される学校づくりを進めることを目的として、本人の希望と納得を前提として行ってもらいたい。

事) 従来のように、異動する教職員の希望と納得を大切にした人事を行う。

労) 不当労働行為、情実人事等がないよう、次の3点について実施してもらいたい。

- ① 当組合の脱退を教唆・誘導するような不当労働行為、組合活動及び思想信条等を理由にした差別人事を行わない。
- ② 人事行政の主体性を確立し、学閥その他の干渉を排除すること。また、情実による人事を行わない。
- ③ 愛知県人事管理システムにおける教職員名簿の学歴欄にある出身大学の記載を削除する。

事) いかなる差別人事も、情実・学閥による人事も行わない。

労) 県の教職員個人調査に、出身大学名を記入する欄があるのはなぜか。

事) 慣例として残っていると考えられる。

労) 人事異動において、すべての学校で本人自筆の書面による事前の異動希望調査を行うように校長に対し指導してもらいたい。

事) 自筆で書くのが当然である。

労) 異動カードの5つの希望市町欄を全て埋めるよう強制させないようにしてもらいたい。

事) (5つ書くことを)強制はしないが、なるべく書くよう協力をお願いしたい。

労) 通勤時間や保育・介護等で困難を抱えている教職員の状況を丁寧に把握し異動希望を尊重してもらいたい。

事) (校長を通して)本人の詳細な希望を聞き取り、配慮する。カードの備考欄に、自分の言葉で詳しい事情を書いてもらおうと配慮しやすい。

労) 指導可能な部活動の有無・競技等の種類を異動の条件にしないでもらいたい。人事のためのデータ収集から「指導可能な部活動」の項目を除外すべきだ。

事) (指導できる)部活動は異動に関係ない。12月～3月にかけて学級数・教員数の変動が大きいため、部活を考慮してられない。「指導可能な部活動」の項目はすぐに変更できないが、空欄または「なし」でも構わない。記入の強制はしない。

労) 部活動は人事異動方針にはないものであり、項目として調査すべきではない。各校独自で人事異動に関する調査をしている学校があっても調べるべきものではない。

事) 「出身大学名」と「指導できる部活動」は各校独自の用紙から削除するよう、管内校長会議で伝達する。また、人事カードでも記入強制ではないことも言う。

労) 異動の内示について次の3点について実施してもらいたい。

- ① 内示は早め実施し、内示以後の変更期間を確保すること。また、すべての異動希望者に本人への意向の打診を行う。
- ② 希望外の異動となる場合は、早急に校長が本人と話し合いをもち、納得に基づく人事をするように指導する。
- ③ 無用なトラブルを無くすためにも、校長面接毎にその内容を本人にも示し、意向の再打診を確実に行うよう校長を指導すること。トラブルが発生し、未解決となった不同意者は、必ず次年度に解決する。

事) 例年通りの要望として受けとる。

労) 中学校においては、特に音楽・美術・技術・家庭科の教科担任の受け持ち人数が過大にならないように調整してもらいたい。

事) 各校長にこうした視点も必要であることを伝える。

労) 内示以降の3月末に、転任先での校内人事等の希望を聞いたり、事前打ち合わせをしたりする日を設け、転任者にも希望と納得のいく校内人事体制を保障してもらいたい。また、期限付き講師等においては、次年度からの任用の有無に関する情報を早めに提供すること。

事) 校長の権限に属することだが、事前打ち合わせについては事例として紹介する。期限付講師については日々変動しているのが現状であり、その都度調整・連絡はとっていききたい。

労) 小学校に英語の専科教員、または英語専門職員を配置してもらいたい。また、教員の授業担当時間数の上限を、小学校20時間・中学校18時間となるように教員を配置すること。

事) 要望を伝える。

労) 本来校内で選任されるべき教務・校務主任を、別格で異動させるのは準管理職扱いであり、法令に違反する。別格扱いをしないように改めるべきだ。また、教務・校務主任人事について、推薦・選考基準及びその書式、手続きと日程を明らかにすべきだ。

事) 管理主事としては答えられない。知教協に伝える。